

平成29年第3回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

平成29年3月24日 開会

平成29年3月24日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

平成29年第3回教育委員会定例会

平成29年3月24日（金）

午後4時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
報告第9号 平成28年度町内小中学校在籍児童生徒数（平成29年3月分）について
報告第10号 平成28年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）教育予算について
報告第11号 平成29年度新十津川町一般会計予算（教育費）について
報告第12号 平成28年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について
報告第13号 平成28年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定取消しについて
- 5 議案審議
議案第4号 新十津川町学校運営協議会設立準備委員会設置規程の制定について
議案第5号 新十津川町立学校管理規則の一部改正について
議案第6号 新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則の一部改正について
議案第7号 新十津川町スポーツ推進委員の委嘱について
- 6 その他
- 7 閉会

○ 出席者（5名）

久保田 純 史
熊 澤 定 男
新 田 右 子
荒 山 直 人
近 藤 陽 介

○ 欠席者（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	遠 藤 久美子
主 幹	内 田 充
学校教育グループ長	坂 下 佳 則

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより、平成29年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めて参ります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、新田、近藤両委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎遠藤事務局長

それでは、行事報告につきましては、内田主幹より報告申し上げます。

◎内田主幹

それでは、お手元に配付してございます行事報告と書かれた書類の方をご覧いただきたいと思っております。2月17日から本日3月24日までの行事をまとめてございますのでご説明申し上げます。最初に2月19日、第9回そっち岳スキー大会。新十津川スキー連盟主催の第9回そっち岳スキー大会が開催され、開会式において教育長が激励のことばを述べております。出場選手は、町内の方49名、スキー学校に通う町外の方26名、合計75名が日頃鍛えましたスキーの技で果敢に競い合いました。2月28日、第3回社会教育委員の会。改善センターにおきまして、第3回社会教育委員の会が開催されまして、久保田教育長ほかが出席をされております。平成29年度の事業計画案につきまして協議を行い、承認をいただいております。3月5日、歩くスキーのつどい。NPO法人新十津川体育協会が主催する歩くスキーのつどいが開催され、21人の参加者が徳富川河川敷に作られた約3キロメートルのコースで心地よい汗を流しております。3月11日、とっぷ子どもゆめクラブ雪にチャレンジ。北中央公園におきまして会員の児童42名、指導者10名、保護者2名、活動補助1名の55名が参加し、7班に分かれてキックゴルフでホールインを目指して楽しみました。終了後、改善センター研修室におきまして閉会式が行われ、悪七会長から6年生に激励のことばと記念品が贈られております。3月13日、19日、新十津川中学校、小学校の卒業証書授

与式が各学校で行われております。委員各位の出席のもと、厳粛かつ思い出に残る卒業証書授与式が開催することができました。3月20日、そっち岳スキー場営業終了。12月15日から3月20日まで94日間の営業を行いました。当初は101日間の営業予定でしたが、積雪不足によりゲレンデ状況が整わず、予定より7日少ない営業となっております。リフトの乗車人数は222,853人、前年比6,851人の減少となっております。リフト券の売上ですが9,003,090円、前年比231,680円の減額でございました。次に、新入学児童に対しまして各団体からお祝いの品をいただいておりますのでご報告申し上げます。新十津川ライオンズクラブからボンキーペンシル60個、新十津川町安全安心推進協会から防犯ブザー70個、中空知地方安全運転管理者事業主会滝川支部から連絡帳60冊、日本マクドナルド株式会社から防犯笛53個、みずほフィナンシャルグループ、損保ジャパン日本興亜株式会社、明治安田生命、第一生命の4社から共同で、交通事故、傷害保険つきの黄色いワッペンを60個いただいております。更に、新十津川町老人クラブ連合会から小中学校に手縫いの雑巾376枚が贈られております。次に、少年団活動についてご報告申し上げます。尚武会少年部が浦臼町で行われました第24回B&G財団会長杯争奪剣道大会で2部門で見事優勝を飾りました。新十津川中央野球スポーツ少年団ホワイトベアーズが妹背牛町で行われました第29回空知少年軟式野球冬季大会で見事優勝し、2017ファイターズジュニア杯決定戦空知支部トーナメントの出場権を得ております。以上で行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、ないということですので、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第9号平成28年度町内小中学校在籍児童生徒数(平成29年3月分)について事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

表をご覧くださいまして、小学校315名、中学校184名、いずれも先月と同数でございます。合わせまして499名の在籍となっております。以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◎久保田教育長

報告第9号平成28年度町内小中学校在籍児童生徒数(平成29年3月分)についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、報告第9号平成28年度町内小中学校在籍児童生徒数(平成29年3月分)についてを報告済みといたします。続きまして、報告第10号平成28年度新十津川町一般会計補正予算(第6号)教育予算について事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは、5ページをお開きください。内容は、6ページからになります。今回の補正予算につきましては、3月の定例議会に上程いたしまして、3月14日に議決をいただいております。こちらの主なものにつきましては、年度末の実績見込みにより不用となる額を減額したものが主なものでございます。ということから、個々の事業の詳細につきましては説明を省略させていただきます。なお、増額補正となったものについてご説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。10款5項1目保健体育総務費、11ページの説明欄、1番上段になります。6番、スポーツ大会参加助成事業、1,009,000円の増額となっております。こちらにつきましては、当初の見込みを上回る大会の参加があったため増額となったものでございます。なお、今年度初めて助成対象となりましたものが多数あり、全道少年軟式野球大会、全国剣詩舞コンクール、全国健康福祉祭剣道交流大会、北海道中学校バスケットボール新人大会北大会、全道ジュニア女子ソフトボール選抜大会、北海道吹奏楽アンサンブルコンクール、北海道中学生バレーボール優秀選手選抜大会の7大会、ほかに若鷲旗剣道大会、こちらは例年男子団体のみが出場しておりましたが、今年度につきましては、女子も団体で出場しております。以上、報告第10号の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◎久保田教育長

報告第10号平成28年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）教育予算についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

◎久保田教育長

それでは、なしということでございますので、以上をもちまして、報告第10号平成28年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）教育予算についてを報告済みといたします。続きまして、報告第11号平成29年度新十津川町一般会計予算（教育費）について事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

別紙となりまして、まず14ページ、15ページをお開きください。平成29年度予算につきましては、3月17日の第1回定例議会で議決をいただいたところでございます。教育関係予算は、総額で458,239,000円。前年度予算額は、467,986,000円でございますので、差し引き9,747,000円減額となっております。主な事業についてご説明申し上げますが、偶数ページの本年度予算額、前年度予算額、比較、本年度の財源内訳は記載のとおりとなりますので、補足説明がある場合を除き読み上げを省略させていただきますのでご了承ください。それでは、10款1項1目教育委員会費の内容についてご説明申し上げます。教育委員会活動事業2,442,000円は、教育委員の活動経費として4名の委員報酬、費用弁償及び教育長の旅費、交際費などを計上しております。続きまして、2目の事務局費の内容についてご説明申し上げます。こちらは前年度と比較し3,412,000円減額しております。こちらの主な要因ですが、育英事業が基金への増資がないことなどにより8,200,000円ほど減額、高等学校遠距離通学者支援事業につきましては、遠距離の定義を拡大することにより4,560,000円ほど増額しております。差し引き減額となったものでございます。主な経費別の事業概要を申し上げます。15ページをご覧ください。1番、教育委員会事務局活動事業1,035,000円の主な内容で

すが、平成30年度に設置予定のコミュニティスクールに向け、地域の理解と協力を得るため準備委員会を立ち上げ、円滑な導入をするための経費として456,000円を計上しております。2番、育英事業22,276,000円につきましては、貸付金として新規貸付20名分と継続貸付13名分合わせまして20,600,000円、償還分の基金積立金を計上しております。次に7番、私立幼稚園就園奨励費補助金13,860,000円につきましては、本町に住所を有し私立幼稚園に通園している3歳から5歳の園児を持つ保護者への経済的な軽減を図る目的で、保育料などを減免する幼稚園設置者に対して交付するものでございます。国の補助制度に沿って所得状況に応じた額を交付しておりまして、対象者は80人を見込んでおります。また、子育て支援の一環として、第3子以降の園児については、実際に負担となる保育料から幼稚園就園奨励費補助金の額を除いた額を交付するものとして、12人分を計上しております。次、17ページをご覧ください。上段、9番、高等学校等遠距離通学者支援事業7,134,000円につきましては、高等学校などに通学しひと月10,000円以上の定期券購入費を負担している場合に定期代の2分の1以内、1か月20,000円を限度に助成するもので、60名分を計上してございます。続きまして、2項小学校費、1目学校管理費の内容について説明申し上げます。1番、小学校校舎等維持管理事業20,931,000円につきましては、燃料費、光熱水費、修繕料、管理委託料などの学校管理上の経常的な経費と、重油ボイラーや配膳室のシャッターの修繕費などを計上してございます。続きまして、2番、小学校運営事業2,569,000円につきましては、学校運営に関する事務経費と臨時事務職員1名の人件費、また、通信費や複合機などの使用料でございます。4番、教職員健康管理事業944,000円につきましては、教職員、臨時職員などに係る健康診断、人間ドック、ストレスチェックに要する経費を計上してございます。5番、小中学校教員住宅等維持管理事業232,000円は、教員住宅として管理している小学校5戸、中学校8戸、合計13戸分に係る小破修繕などの維持管理経費でございます。次に、2目教育振興費の内容についてご説明申し上げます。18ページ、19ページをご覧ください。最初に前年度と比較しまして3,295,000円増額となっておりますが、こちらの主な要因は、教育推進事業の教材費購入費などで480,000円ほど増額、また新規事業として社会科副読本の改訂事業作業に伴う経費を計上したためでございます。続いて、主な経費別の事業概要を申し上げます。19ページをご覧ください。1番、小学校教育推進事業5,418,000円は、授業用の消耗品、図書室の図書などの購入、生きる力を育む学校づくり推進事業負担金、また、生活習慣の定着や学習の基礎、基本を確実に定着させるための手引きを印刷したクリアファイルの購入費、老朽化した音楽用教材の更新として、コンガセットやグロッケン購入費などを計上しております。2番、小学校特別支援教育事業3,450,000円についてですが、新年度の特別支援学級は、4学級7人の児童で編成する予定でございまして、臨時の支援員2名を配置いたします。その人件費と授業に必要な消耗品などを計上いたしております。次4番、小学校教科担任講師配置事業2,549,000円につきましては、確かな学力の向上を目指すとともに、中学校での教科担任制への移行をスムーズに進めるため、5、6年生の理科と英語を対象として講師1名を配置するものでございます。次6番、小学校就学援助事業2,345,000円ですが、経済的理由で就学困難な児童の保護者に対し必要な支援を行う制度でございまして、要保護、準要保護、特別支援を合わせまして62名分を計上しております。7番、学習支援サポーター事業5,755,000円につきましては、小学校1、2年生の授業を主として2名の教員免許のある臨時講師、また、3、4年生を主として1名の講師、合計3名を配置し、授業内で学習支援を行い、学ぶ意欲をより多く感じながら確かな学力を身に付けさせたいとするものでございます。なお、北海道の退職人材活用事業により非常勤講師1名が配置されたときは、2名を雇用することとなります。8番、学校図書館司書配置事業1,403,000円につきましては、児童の読書活動の推進を図るため、学校図書室に司書1名を配置する経費でございます。9

番、社会科副読本改訂事業2,081,000円につきましては、小学校3、4年生の社会科で使用する副読本の在庫不足に対応するため改訂し、5年間分として400部を制作する経費を計上しております。続きまして、3項中学校費、1目学校管理費の内容についてご説明申し上げます。20ページ、21ページをご覧ください。まず前年度と比較いたしまして4,522,000円増額になっております。主な要因ですが、こちらは体育館の床の修繕、グラウンドの排水路の土砂上げ、教室の暖房器具の保守点検料などを実施するためでございます。主な経費別の事業概要を申し上げます。21ページをご覧ください。1番、中学校校舎等維持管理事業21,538,000円につきましては、学校管理上必要な燃料費、光熱水費、修繕料、管理委託料などの経費のほかに、今年につきましては、体育館床の修繕、職員室の椅子5脚、また業務用掃除機などの更新の経費を計上してございます。4番、スクールバスの運行管理事業13,353,000円につきましては、4台のスクールバスの運行に要する燃料費、消耗品、車検費用などの法定経費と、臨時運転技術員3人の人件費を計上しております。また、正職員2人、臨時職員3人、計5人でスクールバスを運行し、利用する4方面の児童生徒数は105人を予定しております。続きまして、2目教育振興費の内容についてご説明申し上げます。22ページ、23ページをご覧ください。前年度と比較しまして2,027,000円減額となっております。こちらの主な要因は、課外活動事業の臨時剣道指導員として1名を今年度まで、28年度まで雇用していましたが、来年度は剣道授業のみの指導に変更したことによりまして賃金が減少しておりますことと、備品購入費の計上額が前年と比べ1,300,000円ほど減少したことによるものでございます。次に主な経費別の内容を申し上げます。23ページをご覧ください。1番、中学校教育推進事業7,926,000円は、命の大切さや生きることの素晴らしさを理解するための特設道徳授業の講演経費や、学級での合唱練習用にCDラジオ6台、また理科備品や考える、議論する、まとめるなどの学習で使用するアクティブボードセットの購入、全校活動用として大型スクリーンとプロジェクターの購入費、小学校と同様に生きる力を育む学校づくり推進事業負担金、また、母村の中学3年生が修学旅行で来町されますので、その受入れ経費、また、新たに英語検定の検定料を全額助成する費用を計上してございます。2番、中学校特別支援教育事業1,671,000円ですが、平成29年度の特別支援学級は2学級6人を予定しております、臨時支援員1名の賃金と授業用消耗品購入費を計上しております。3番、課外活動事業4,192,000円につきましては、体育、文化系部活動に必要な消耗品、また、北空知中体連出場負担金や全道大会に出場する経費に加えまして、吹奏楽部の楽器や野球部の防球フェンスの購入費、剣道指導員1名の配置経費、保護者負担であります部活動経費を一部助成する経費を計上しております。なお、剣道指導員につきましては平成24年度から配置しておりますが、配置当初は剣道授業が始まること、また部活動の指導体制を強化する目的として配置していましたが、部活動につきましては指導体制が整っているという、整っていることから、勤務時間を授業のみとさせていただくものでございます。4番、中学校教育充実指導講師配置事業2,549,000円につきましては、教員配置基準数では免許外指導が予想されることから、これを解消し、生徒の学習環境を向上させる授業ができるよう、専任指導講師1名の配置を行うものでございます。5番、外国青年招致事業5,017,000円につきましては、外国語教育の充実と国際交流の推進を図るため、中学校にJETプログラムによる外国青年を配置し、新学習指導要領に沿った小学校での英語指導助手として、更には一般住民を対象とした英会話教室を継続するための経費でございます。なお、現在の外国青年は本年7月をもって帰国することになりましたので、その帰国旅費と新任者の渡航旅費負担金を計上しております。次に6番、中学校就学援助事業3,279,000円は、小学校と同様に必要な支援を行うもので、要保護、準要保護、特別支援を合わせまして45名分を計上しております。7番、学力向上推進講師配置事業5,030,000円は、英語及び国語の教科を中心に、個別支援

を必要とする生徒への学習支援を行うため、2名の臨時講師を配置する経費を計上しております。なお、小学校と同様にこちらも北海道の退職教員人材活用事業により非常勤講師1名が配置されたときは、1名の雇用となります。以上、3項中学校費の学校管理費、教育振興費の内容説明とさせていただきます。

◎久保田教育長

ここで一旦、いいですか。

◎遠藤事務局長

はい。

◎久保田教育長

ここで、一旦質疑を確認させていただきます。今ほど、10款1項教育総務費、それから2項小学校費、それから3項の中学校費まで事務局長より説明がございましたが、ここで質疑を承ります。質疑のある方、発言願います。

◎近藤委員

この予算書の形というのは、書き方とか、ものは、ずっとこういう感じで表示されているんですか。

◎遠藤事務局長

こちらはですね、町が予算書としてずっとこの形でやっけていまして、議会に上程する形と同じものを使っています。見開きになっておりまして、1項ずつこうなっているんですけども、初めてご覧になる方にはちょっと見づらくもありませんけれども。

◎近藤委員

非常に見づらくて。

◎遠藤事務局長

すみません。事前の説明が。

◎近藤委員

補足説明を聞きながら見ないと、全く分からないような内容なので。

◎遠藤事務局長

そうですね。

◎近藤委員

今年度、前年度の比較で増減になっていることは分かるんですが、中身が全然聞かないと分からない。

◎遠藤事務局長

口頭での説明で今私が説明していることは、基本的には事業の内容を、議会の方でも説明しているのとほぼ同じで、例年実施するような費用については特別省略して、今年度力を入

れたりだとか新たな事業だったり特に大きく変わったような所を中心に、説明させていただいていますので、初めて聞く方にとってはもしかしたら分かりづらいかもかもしれませんので、疑問に思ったことは何なりと質問していただければと思います。

◎久保田教育長

よろしいですか。

◎近藤委員

はい。

◎遠藤事務局長

よろしいですか。

◎久保田教育長

総合教育会議などの資料で、継続とか拡充とか新規というものを中心に説明しているかと思えます。

◎近藤委員

普段見ているのは、経理にしても同じ事業でも前年こうだった、前年度はこうだったというような比較でみているのでちょっとなれなくてですね。

◎久保田教育長

そうですね、はい。

◎熊澤委員

総額の前年度の欄ですけれども、補正の資料の既定額というのと予算の方の前年度欄と若干の数値の違いというのは途中で補正があったからということですか。

◎遠藤事務局長

11号の29年度の予算の前年度は、もちろん28年度の当初予算の数値でございます。ですから、途中で補正をしていたら変わってきます。

◎熊澤委員

そういうことですよ。

◎遠藤事務局長

はい。

◎熊澤委員

分かりました。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

◎久保田教育長

近藤委員さんが言われましたけれども、どのような内容をやっているのかということにつきましては、新年度に向けてですね、町の方で町づくり読本というのを作りまして、新規だとか大事業については詳しく、またその他の事業については裏面の方にこう一覧表で載っているような形になっていますので、そのようなことをご理解いただければなというように思っています。3項まで行きましたけれども、次に行ってよろしいですか。

(「はい」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、引き続き24ページ以降、4項以降の説明を事務局、お願いいたします。

◎遠藤事務局長

それでは4項社会教育費、1目社会教育総務費の内容についてご説明申し上げます。24ページからとなります。こちら、前年度予算と比較いたしまして11,059,000円減額となっております。こちらの主なものといたしましては、28年度はアートの森の管理事業で屋根の改修工事を昨年実施してまして、その工事費が12,000,000ほどということで、今年はそういう大きな工事などがないということから、減額となっております。続いて主な経費別の事業概要を申し上げますので、25ページをご覧ください。1番、社会教育委員活動事業1,092,000円ですが、こちらは社会教育委員7名の報酬、費用弁償が主なものでございますが、29年につきましては、第7期社会教育計画策定のための経費と、また、札幌で開催されます全国社会教育委員研究大会に係る経費があるということから、前年と比較いたしまして増額となっております。2番、学校支援地域本部事業2,008,000円ですが、生涯学習推進アドバイザーを中心に青少年健全育成活動など地域と学校を結び付けていけるよう、各種の事業展開を図るものでございます。4番、体験学習推進事業771,000円につきましては、望ましい生活習慣定着に向け、小学6年生を対象に5泊6日の通学合宿に要する経費を計上してございます。6番、青少年文化スポーツ元気事業1,350,000円は、子どもたちが心身ともに健康で明るく文化やスポーツ活動に取り組めるよう活動への支援とユニフォームの購入助成金を計上しております。7番、児童・生徒母村交流事業1,649,000円は、母村の小中学生や地域の方々との交流を中心として十津川村の歴史や伝統を学んでもらうために小学5年生と中学1年生合計28人を募集し、7月25日から3泊4日の日程で十津川村を訪問する経費でございます。8番、青年母村交流事業376,000円につきましては、継続して実施している母村交流事業でございます。平成29年度は十津川村から青年団員が来町いたしますので、その受入れ経費を計上してございます。11番、農村環境改善センター管理事業13,640,000円につきましては、センターの維持管理経費のほか、非常用出入り口の修繕費用などを計上してございます。続きまして、27ページをご覧ください。12番、新十津川アートの森管理事業2,133,000円につきましては、指定管理者、一般社団法人風の美術館への施設の委託料、周辺環境整備のための維持経費を計上してございます。以上が社会教育総務費となります。続きまして、2目文化振興費の内容をご説明申し上げます。26ページ、27ページになります。27ページ1番、文化活動推進事業711,000円ですが、町民に文化に触れてもらう機会を提供するため、町民文化祭、町民音楽祭開催に要する費用や、スポーツセンターに版画作品を展示する経費、小学生への文化芸術体験事業に係る経費を計上してございます。2番、芸術鑑賞事業4,335,000円は、町民に優れた音楽や文化、芸能の鑑賞機会を提供し、文化意識の高揚と豊かな情操の涵養に資するため、文化協会や音楽協会と協力し、安価な料金で多くの町民に楽しんでいた

だけるよう、4回の鑑賞事業を計画しております。内容ですが、タンゴ演奏、三味線演奏、パントマイム講演、また、NHKのラジオ公開録音、民謡を訪ねてを予定しております。3番、4番につきましては、団体活動支援事業として、伝統芸能の伝承活動や各文化団体の活動に対して助成するものでございます。続きまして、28ページ、29ページをお開きください。3目開拓記念館費でございます。1番、開拓記念館管理運営事業2,451,000円ですが、こちらは施設の受付管理業務委託、また、光熱水費などの施設運営上の経費のほか、老朽化した煙感知器15台の取替え経費、写真史パネルの改修費、水飲み機器の撤去費を計上しております。続きまして、4目図書館費を説明申し上げます。こちら前年度と比較いたしまして、4,065,000円増額となっておりますが、こちらの要因につきましては、図書館利用促進事業で、自主的に読書活動を行うことができるように環境整備といたしまして読書通帳システムを導入する経費として3,996,000円を計上しているためでございます。経費別の主な内容を申し上げます。29ページをご覧ください。2番、図書館運営事業20,117,000円は、図書館司書4名、事務員3名と副施設管理者1名の雇用に係る人件費、蔵書資料や雑誌、新聞などの購入費を計上しております。なお、現在の図書館の蔵書数は、約97,000冊となっております。3番、図書館利用促進事業4,609,000円につきましては、図書館の良さを知ってもらい本に親しむ機会を増やすために、子ども向けの人形劇公演、ギャラリー展示などの行事のほか、借りた本を記帳することができる読書通帳システムを導入し、児童の場合は、通帳を全部記帳されたときには、気に入った本の紹介文などを書いてもらった上で、賞状とメダルを贈呈する経費を計上しております。4番、絵本ふれあい事業299,000円につきましては、3、4か月の乳幼児健診と2歳4から7か月時の検診時の機会を利用して、絵本を贈呈するとともに、読み聞かせを行い、絵本に親しむ大切さを理解いただけるよう啓発をして参るものでございます。続いて30ページからお開きください。10款5項1目保健体育総務費について説明申し上げます。こちら前年と比較しまして2,822,000円増額しておりますが、こちらはスポーツ大会参加助成事業については、平成28年度の実績を勘案しまして800,000円増額していることと、イースタン・リーグの開催事業負担金として1,500,000円を計上しているためでございます。経費別の内容を申し上げます。31ページ、ご覧ください。1番、スポーツ推進委員活動事業268,000円は、7名のスポーツ推進委員の活動に要する経費でございます。3番、スポーツ体験学習推進事業924,000円は、日本ハムファイターズとのパートナー協定事業として、少年野球教室全4回、日本ハムトレーナーによる一般向け講習会、また、中学校野球部員への野球教室参加負担金の開催経費を計上しております。6番、スポーツ大会参加助成事業3,000,000円につきましては、予選の激戦を勝ち抜いて全国、全道大会に出場する経費を助成するものでございます。次のページをご覧ください。8番、生涯スポーツ推進事業4,182,000円につきましては、約2年間、スポーツクラブ設立準備委員会による運営を行ってきたところでございますが、新年度からは体育協会が事業を行うこととなり、その運営経費を計上しております。9番、イースタン・リーグ開催事業負担金1,500,000円につきましては、8月13日に日本ハム対巨人戦の開催に係る経費を計上しております。次に2目体育施設管理費の内容についてご説明申し上げます。こちら、前年と比較いたしまして38,227,000円減額となっております。この主な要因は、28年度は、ピンネスタジアムのスコアボードの改修費用やそっち岳スキー場の修繕料などの大型工事費などがありましたが、今年度はそっち岳スキー場の大規模な修理がないこと、また、スポーツセンター内部工事費、内部改修工事費5,200,000円ほどとピンネスタジアムの改修工事費7,500,000円を計上しておりますが、その差し引きで減額となっているためでございます。続きまして、主な事業別の概要を申し上げます。2番、そっち岳スキー場管理運営事業13,839,000円につきましては、施設管理に必要な光熱水費、施設や機器の修繕料、リフト運行や窓口業務など

を合わせた委託料を計上しております。3番、ふるさと公園内体育施設管理運営事業59,338,000円につきましては、8つの体育施設を管理している体育協会への委託料、施設管理といたしましては、駐車場の白線塗布修繕、ピンネスタジアムの土の入れ替えと観覧席の整備費、また、バッティングゲージの購入費を計上して、より安全で安心して利用できる施設管理をして参ります。なお、スポーツセンターにつきましては、ロビー内を改修し、五十嵐威暢先生からご寄贈いただくこもれび3作品などを展示し、芸術文化に触れる機会を創出し、併せてアートの森の集客にもつなげていきたいとするものでございます。続きまして、ページ変わります、34ページからとなります。3目学校給食運営費についてご説明申し上げます。こちら、前年と比較いたしまして30,030,000円増額となっておりますが、こちら洗浄室の改修工事費として32,811,000円を計上しているためでございます。こちら、34ページの右の方にいっぱいあります、これ財源の内訳でございまして、その他特定財源について若干説明させていただきます。学校給食運営事業負担金15,023,000円、こちらは、学校給食提供に必要な消耗品、光熱水費、施設管理、また調理等の委託料などの運営に係る経費の雨竜町分の負担金、負担、雨竜町が負担する経費として、給食提供に必要な経費の2割分として計上させていただいております。その次の子ども夢基金繰入金4,803,000円につきましては、町内の子どもたちの給食費につきましては、主食相当分の50円を減額しております、その減額した分を基金から繰り入れるものでございます。なお、第3子以降のお子さんにつきましては給食費を無料化としておりまして、小学生30名と中学生15名分1,947,000円を一般財源としております。次、事業別の概要を申し上げます。35ページになります。1番、学校給食センター管理事業47,681,000円につきましては、学校給食提供に必要な経費として、施設の燃料費、電気料、修繕料、機械設備の保守点検委託料、ほかに冷凍庫の修繕料、トレー運搬用のコンテナの更新費用、洗浄室の床の改修工事費、これは床の張り替えと食器洗浄機1台を更新する経費を計上しております。2番、学校給食提供事業83,053,000円につきましては、小中学校、幼稚園、高校、雨竜町小中学校に提供する1日当たり約1,126食の学校給食を提供するための消耗品、賄材料費、ガス、上下水道、調理等委託料などの経費でございます。3番、学校給食扶助費交付事業3,938,000円につきましては、準要保護世帯への給食費扶助でございまして、小学校53人、中学校37人を見込んでおります。以上、報告第11号の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◎久保田教育長

ただ今10款4項社会教育費、5項保健体育費の予算の説明がございましたが、質疑ございませんか。

◎熊澤委員

イースタン・リーグの開催事業負担金1,500,000円、まあ開催自体はもっともっととんでもない金が掛かると思うんですが、これ事業、向こうとの割り振り分担というのか、こっちがやるべきことというのがどうなっているのかな。事業によっては交通費を持つとか持たないとかあったりするんでしょう。いろいろなほかのものでは。だからそういった関係でどういうふうにこっちが負担するのかなど。

◎遠藤事務局長

イースタン・リーグ開催につきましては、実行委員会形式で開催するという事で過日新聞でも報道されてはいたけれども、一応、関係者集まりまして、その実行委員会が立ち上がったところでございます。町の負担金の予算1,500,000円ということですがけれども、運営

に係る経費としましては、チケットの販売代金の20パーセントが主催者の方に入ってきます。あと残りは、球団側です。本町に入ってくるお金は、当日会場でその関係グッズなどの販売も予定しているということで、その手数料なども本町に入ってくるということです。あとは町内の企業などの協賛が得られれば、企業の協賛金なども一応入ってくるお金として見込んでおります。それらを踏まえてまあ町の負担金約1,500,000円という中で、今見ているのは、チラシやプログラムの印刷費やもちろんボランティアへの謝礼金、賄材料トイレ借りるだとか警備員がいるだとかボランティアじゃない人の配置ももちろんきつと必要となってきますし、駐車場も限られていますからシャトルバスを運行するだとか、あと町内の子どもたちの分は無料招待でそれらが、町で負担するというのでそれらを見込んでですね、平成24年度にもイースタン・リーグを開催しておりますので、その決算額を一応参考にいたしましてそういう予定で組んでいるものでございます。

◎熊澤委員

そういった中で、施設とか、例えばスコアボードとか直したからいいけれど、どこか直せとかそういう指示とかはあるんですか。グラウンドを直せとか。

◎遠藤事務局長

それですね、先ほど10款5項、33ページですね、のふるさと公園、3番、ふるさと公園屋外体育施設の中の59,000,000円の中にあるんですけども、ピンネスタジアムの内野グラウンドの土の入れ替えをすることと、内野席の観覧席が、固定席があるんですけども、それがやはり傷んでいるということから、それを今回直す予定でおります。今回そのイースタンを迎えるにあたってという訳でもありませんけれども、まあこれを機会にそちらの方を改修費用として見込んでおります。それで実際にですね、ピンネスタジアムの先ほどの大まかに言うとその2か所の工事をするにあたっては約7,500,000円の予算を組んでおります。それと、整備ではありませんけれども、バッティングゲージというものがまあ練習などに必要だということですね、本町にはそのゲージの配置がないということからですね、イースタンを迎えるにあたってはそのバッティングゲージを新たに購入いたします。以上です。

◎熊澤委員

約、迎えるにあたって、とか運営も含めて、10,000,000円くらい掛かりますか。

◎遠藤事務局長

先ほどの工事を、迎えるにあたっての工事だというふうに考えれば、7,500,000円は工事費として掛かりますから、あとバッティングゲージ自体はですね、750,000円ほどでございますので、まあ10,000,000円は掛からない予定です。

◎熊澤委員

そのうちというか、大会開催にあたってここまで整備しなさいよみたいなものっていうのは含まれているんですか。

◎遠藤事務局長

土の入れ替えなどで、それで球団側が望むレベルにやるように、その工事がもちろんそのイースタンを迎えるためですから、その7月の頭ぐらいにというか6月末には工事が終わるように発注する予定なんですけれども、その球団側の方にも確認いただきながらですね、プ

ロ野球の選手に対応できる可能なように整備するというものでございます。よろしいでしょうか。

◎熊澤委員

今回は観客席も要望はあるんでしょう。だけど、満たしているから必要ないということですか。確かイースタン・リーグでも観客席を持っていないと開けないはずなんだよな。

◎久保田教育長

観客席と言いますと。

◎遠藤事務局長

席数ですか。

◎熊澤委員

席数。たぶん前回開けているから。

◎久保田教育長

はい、それは問題ないです。

◎熊澤委員

満たしているんだよね。

◎久保田教育長

はい、満たしているんです。

◎遠藤事務局長

席、すみません、席はですね、一応内野席、固定席は2,221席あるという、まあ外野席は芝生ですから、まあどう考えるかなんですけれども、だいたい2,000人ぐらい入るだろうという計算で考えています。

◎久保田教育長

先ほどの負担金の、運営する場合に、マックス超で1,500,000円見ておけば大丈夫だろうという考えの中で、こののちいろいろ、いろいろ賛助金だとかあるいは道の補助金だとかそういう財源、収入財源があったときには、町の負担金は減る可能性はあります。でもそういうのが見込めないことも想定したときに、1,500,000円見ておけば大丈夫かなということで見ているんですね。前回のときは、先ほど局長が説明したように、販売に対する手数料というのが10パーセントなのに今回逆に20パーセント実行委員会に入るという10パーセント上がっている面もありますし、逆にいろいろこうチケット販売とかその辺はどうなるか分からないですけれども、賛助金やなんかもどうなるか分からないですけれども、それらを想定したときに、1,500,000円見ておいたらできるんじゃないかという考え方です。

◎熊澤委員

要するにファイターズ側にこれから支払う、これからというのか増えてくる金額というのはないということなのかな。もうここから、それよりも賛助金とか補助金とかもしあれば全

て町が使えると。

◎久保田教育長

町の負担が減ってくるということです。

◎熊澤委員

だから減ってくるということですね。

◎久保田教育長

はい。24年度町負担金、最終的に300,000円で済んだんですよ、はい。

◎熊澤委員

いわゆるこの9番の金額が300,000円になった。

◎久保田教育長

そうです。300,000円なってたんですけど、売れ行きだとかいろいろなったときに、それつかめないので一応多めに、1,500,000円見ておけば開催できるのではないかと。

◎熊澤委員

何かドリームチームでもそういうふうにも最初の予算よりもずいぶん減った記憶があるんだけれども。

◎久保田教育長

名球会ですか。

◎熊澤委員

名球会の。

◎久保田教育長

だったかもしれないですね、はい。

◎熊澤委員

結構、何と言うか、おいしい事業なんですね。職員の皆さん、忙しいですね。

◎遠藤事務局長

前回もそうなんですけれども、ボランティア、やはり人出がいるもんですから、当日は。それで、人も前回並みに集まるかというのと、まあ前回初めての出来事で、ばたばたしながらやっていたので、やはり業者に頼めるところで頼むべきことがもっとあったんじゃないかという反省も踏まえてですね、今回は頼むところをあるということで少しお金が掛かるんじゃないかということで少し多めにも見えています。

◎熊澤委員

ちょっと余談ですけど、前回のイースタン・リーグのときに中学生が野球部がいっぱいグラウンドで活躍していて、中でもきっとすごい経験だなと思うのは、中学生、ブルペンキャ

ッチャーを務めさせられたんですよね。だから、まあプロの一線級じゃないにしても、プロ野球のピッチャーの球を受けれたんですよね。ああいうすごい経験はなかなか出来ないなど思っ。て。まあグラウンドでのお手伝いもいっぱいしていたけれど。まあ余談ですけど。分かりました。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

◎久保田教育長

どうでしょうか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

いいですか。

◎熊澤委員

あともう1つ。例えば我々の給料というのはね、毎月会計から送ってくるんだけど、あれは毎年この委員会で今月はいくらいくらって言って出させるということ。

◎遠藤事務局長

はい。

◎熊澤委員

順番、仕事の順番というか。自動的に。

◎遠藤事務局長

支出伝票を起さなければ会計では払われません。ですから、担当者が伝票を起すんですよね。まあ毎月今お支払いしているんですけども。例えば月末に払うと決まっているので、月の中旬頃に伝票を起こして会計にその伝票、決裁を取って会計までその伝票が流れ着いていって会計は何月支払という手続を取るんです。誰も何もなくて自動的にはお金は払えませんので。

◎熊澤委員

じゃあほかの、例えばどこ、学校でもそっち岳スキー場でもいいんだけど、何か修理したとか、あるでしょう。したらそれも全部ここでやって会計課から支払っているということなんですか。

◎遠藤事務局長

そうです。

◎熊澤委員

ここでは支払わないんだ。

◎遠藤事務局長

ええ、支払は全部会計の仕事なので。こちらは、例えば何か直したら請求書が届きますよね。こちらが発注して滞りなく言ったとおりに事が終わっていたら、その金額を、その請求書をもとに支出伝票を起こしますので、それを請求書やほかにも添付資料があればそれを付けて会計に回していきます

◎熊澤委員

まあ何と言うのか、我々の普段から見たら、大きな組織なんだよね。どうやって金を引き出しているのかなみたいな。取引があったときにね、こう思ってしまうんですね。

◎遠藤事務局長

委員さんの報酬などは、請求行為も何もないので関係ありませんが、普通一般的には請求行為があつて、請求行為がなくて払えるものと、例えば扶助費みたいな子どもたちに払うのは請求行為がなくてもその調書なりなんなりというものを作ってそれをもとにこのこういうものを払うためには何を付けなければならないというのは決まっていますから、請求書を付けなければならないものと、一覧表があればいいとか、委員さんの報酬の伝票などには特に何も付けなくてもいいとか、基準にしたがって全部やっています。

◎熊澤委員

だいたい分かりました。分からないところはいっぱいあるんだろうけれども。はい、よろしいです。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。いいですか。

(「はい」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、報告第11号平成29年度新十津川町一般会計予算（教育費）についてを報告済みといたします。続きまして、報告第12号平成28年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

1 申請世帯数及び児童生徒数、1世帯、小学生2人です。2 認定状況、別紙のとおりとなります。40ページをご覧ください。こちらの世帯につきましては、需要額に占める所得額の割合が倍率0.7となりました。準要保護世帯の基準は1.3未満でございますので、準要保護世帯として認定いたしました。もう一度39ページお戻りください。3 認定開始日です。こちらは、平成29年2月10日でございます。こちら、この申請につきましては、2月28日にありました。状況を申しますと、母と子どもは生活保護受給者でございましたが、2月9日に母が婚姻いたしまして、2月10日に生活保護が解除になったため、今回、認定となったものでございます。以上、報告第12号の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◎久保田教育長

報告第12号平成28年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定についての説明が終わ

りました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

なしということですので、以上をもちまして、報告第12号平成28年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定についてを報告済みといたします。続きまして、報告第13号平成28年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定取消しについて事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは、議案書41ページをお開きください。1 認定取消し世帯及び児童、1 世帯小学生2人です。2 認定取消し理由、婚姻したことにより、家族構成に変更があり所得状況を再審査した結果、基準需要額に対して認定基準額の割合が2.05となり、基準の倍率1.3を超えたためでございます。3 認定取消し日、平成29年3月4日でございます。これは、婚姻の翌日となります。なお、先ほどの議案第12号とこちら13号につきましては、個人情報に記載されておりますのでお取り扱いにつきましてご注意くださいたくお願い申し上げます。以上、報告第13号の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第13号平成28年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定取消しについての説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎荒山委員

この取消しについてはね、本人が婚姻しましたということ、報告して分かることなんですか。それとも、住民課で婚姻したということで、連絡があるのでしょうか。

◎遠藤事務局長

住民課の方から、教育委員会の方にも通知が来ますので、それをもとに一応本人にも。

◎荒山委員

確認を取って。

◎遠藤事務局長

最終的には決定の取り消しなので、本人に通知しなければなりませんので。子ども、たまたまその要保護だ、準要保護だということではなく、子どもに異動が今回ありますよね。例えば。

◎荒山委員

名字がね。

◎遠藤事務局長

名字が変わるとか、保護者が変わるということですから。

◎荒山委員
そこで。

◎遠藤事務局長

それに係わるものは全部異動の通知というのは教育委員会に届きます。引越しました、もちろん転出、転入は当たり前ですけれども、引越したとか、例えばその婚姻でなくても名字が変わったとかなどの情報をいただいています。

◎荒山委員

ああ、そうですか、分かりました、はい。

◎遠藤事務局長

はい、以上です。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

◎熊澤委員

12号もそうですが、この適用になるのは、同月、日にち、2月分とか、日にちからなるんですか。例えば、3月4日取消しだったら日にち計算でですか。

◎遠藤事務局長

基本的にはこの書いてあるとおり日にちからなんですけれども、じゃあ具体的にと言いますと、まあ学用品費だったり、例えば給食費、例えば給食費だったらこの13号の方だったら3月4日の給食費からは扶助費が払わないというかご自分が負担することになるということで、これははっきりと日にちで変わってきます。極端な話だと、修学旅行にもし例えば6年生で行っていたとすればもうそれは終わってしまったので全然関係ありませんけれども、メニューによって、項目の中でそれは判定します。

◎熊澤委員

はい。

◎久保田教育長

はい。ほかにございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、報告第13号平成28年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定取消しについてを報告済みといたします。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第4号新十津川町学校運営協議会設立準備委員会設置規程の制定について

て事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは、43ページをご覧ください。最初に提案理由を申し上げます。44ページご覧ください。提案理由、コミュニティスクール導入のための新十津川町学校運営協議会設立準備委員会の設置に関し、必要な事項を定めるため、この訓令の制定について議決を求めるものでございます。では、内容を申し上げます。43ページをご覧くださいと思います。最初に第1条でございますが、こちらは設置の目的を記載しておりまして、コミュニティスクール導入のための必要事項の審議を行うことを目的に学校運営協議会設立準備委員会を設置するとしております。第2条につきましては、この委員会の所掌事務を規定しております。第1号は、学校運営協議会の運営及び検討に関すること、第2号は、第1号のほかに学校運営協議会の設置について必要となる事項に関することを所掌するというふうに規定してございます。第3条では、委員の構成を規定しておりまして、最初に委員は10人以内の委員をもって組織することとしまして、第2項として、学校評議員、地域有識者、保護者、町立学校職員などから教育委員会が委嘱することとしております。第3項は、委員の任期でございまして、委嘱の日から学校運営協議会が設置されるまで、設置される日までとしております。第4項、この委員さんは非常勤特別職の扱いとする旨を定めております。第4条は、委員会の会議のことについて定めまして、第5条は、事務局が庶務として教育委員会事務局が行うとしてございます。附則でございます。この訓令は、平成29年4月1日から施行するものとしております。以上、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎久保田教育長

議案第4号新十津川町学校運営協議会設立準備委員会設置規程の制定についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎熊澤委員

内容としてはこういうことかなと思うんですが、委員の選任はこれからでも間に合うんですか。4月になってからでも。4月1日からの施行になっているんですが。

◎遠藤事務局長

この、今日議案の議決をいただいてこの規程ができるんですけども、委員の任期はですね、この規程自体は4月1日から施行いたしますが、先ほど言いました委員の任期は、第3条の第3項で、委嘱の日から学校運営協議会が設置されるまでとしておりますので、4月1日に委嘱をすればもちろん4月1日からとなりますが、今のところ4月1日からと、まあ土日の関係ももちろんあるんですけども、1日からとはならないかなというふうに考えております。学校評議員さんなり保護者のどの方というのはある程度想定してはいますが、まだ特別打診もしていない状況でございますので、ちょっと早々に、4月早々にそこは進めていきたいというふうに考えております。以上です。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

◎荒山委員

これ、期限いつ頃までに設置するっていう説明でしたか。

◎遠藤事務局長

こちらの学校運営協議会につきましては、平成30年度に設置するというので、今のところですね、30年4月1日設立を目指しております。

◎荒山委員

30年。

◎遠藤事務局長

30年度ということで。

◎荒山委員

1年間ぐらいですね。そうしたら。

◎遠藤事務局長

ええ。

◎荒山委員

はい。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、なしということでございますので、これより議案第4号新十津川町学校運営協議会設立準備委員会設置規程の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「はい」という声あり)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。従って議案第4号新十津川町学校運営協議会設立準備委員会設置規程の制定については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第5号新十津川町立学校管理規則の一部改正について議題といたします。事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは、45ページをご覧ください。新十津川町立学校管理規則の一部を改正する規則、新十津川町立学校管理規則の一部を次のように改正する。最初に提案理由を申し上げます。北海道立学校管理規則の一部改正に伴い、町立学校職員の人事異動について北海道教育委員会に準拠した取扱いとし、あわせて、学校の利用申請の期日等を改正するため、この規則の一部改正について議決を求めるものでございます。内容の説明を申し上げます。46ページ、

新旧対照表をご覧ください。最初、第2条の改正ですが、こちらは文部大臣を文部科学大臣に改めるものでございます。第19条、赴任についての改正内容となります。こちらは、人事異動に係る発令方法などが見直されました。これは、平成29年4月1日付の発令の人事異動以降、発令日の前日、発令日の前日が週休日の場合は直前の開庁日に人事異動前の所属において発令することができるようになりました。これにより、文言としては、現行は辞令ということばを使っておりますが、改正は、発令の通知を受けたという文言に改正するものでございます。また、発令の通知を受けたときには何日以内に赴任しなければならないとありますが、こちら現行は10日以内となっておりますが7日以内に改正するもので、こちらは北海道の規則に併せて7日以内とするものでございます。第20条につきましてですが、こちらは現行が辞令を受けたときはとありますが、これは辞令ということばを、辞令という文言を使わないように今回改正するものでございます。第27条の改正でございますが、こちらは学校施設の使用の申請について定めております。学校を利用したいとする人が、利用の申し込みを何日前までにするかということなんですけれども、現在5日前までに申請しなければならないとしておりますが、これを7日前までに変更するものでございます。こちら、新十津川町立学校の体育館等の開放に関する条例施行規則というものがございまして、学校の体育館や武道場を開放し貸出するための規則でございますが、そちらの方が7日前までに使用申請を提出しなければならないこととなっておりますので、今回、こちらの学校管理規則も併せて7日以内にするものでございます。7日前までですね、するものでございます。45ページお戻りください。附則です。この規則は、公布の日から施行するとしております。以上、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第5号新十津川町立学校管理規則の一部改正についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

どうでしょうか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、議案第5号新十津川町立学校管理規則の一部改正についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。従って議案第5号新十津川町立学校管理規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第6号新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則の一部改正について事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは、47ページをお開きください。新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則の一部

を改正する規則。新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則の一部を次のように改正する。最初に提案理由を申し上げます。修学旅行費の支給額を増額するため、この規則の一部改正について議決を求めるものでございます。現在、要保護世帯及び準要保護世帯への就学援助の費目である修学旅行費の支給額は、国の基準に合わせて上限額を設けております。実態といたしましては、小学校については保護者負担額はその上限額の範囲内で収まっておりまして、最終的に自己負担はございません。しかし、中学校につきましてはその上限額を超える保護者負担となっております、差額分が保護者負担となっております。これを全額支給するよう上限額を撤廃し保護者負担額の全額を支給することとし、また、特別支援学級については、保護者負担額の半額を支給額とするよう改めるものでございます。参考までに申しますと、平成28年度の就学援助費の修学旅行費の額は、小学校は21,490円、中学校は57,590円でございます。しかし、実際に保護者が負担すべき額は中学校は72,000円でございますので、中学校は保護者が14,410円自己負担をしていたということになります。議案に戻りまして、48ページの新旧対照表、ご覧いただくんですけども、今の説明が分かりづらくてですね、すみません、これ条文の号数を改正するだけの新旧対照表で大変見づらくなっています。それで、第何号、この下線が改正箇所ですけども、第何号から何号、何号にということ、要するに修学旅行費を上限額を関係なく支給するよう改正するための条文ということ、こちらになります。それで、条例の、例えば最初の下線ですね、条例第3条第1項第1号から第4号まで、及び第6号からとかっていう下線がありますよね、これが今資料、参考資料としてお渡ししたところで見ただけだと分かるんですけども、第5号を抜いてあるんです。修学旅行費ですね。それで、先ほどの今お配りした条例の第3条第5号が修学旅行費なんです。改正としては修学旅行費を抜くということ、こちらが次の下の方の改正で下線で第5号が今度入ってきましたよね。これは、これは保護者が負担することになる額の全額を負担するというふうに、ここで修学旅行は全額負担しますという言い方に改正しております。こちら、新旧対照表の第2号につきましては、特別支援のクラスにいる子どもの就学援助について規定しているものでございまして、これにつきましては、まあ特別支援の子どもについては2分の1の補助なんですけれども、掛かる経費の2分の1、全額を支給しますよというふうに改正しております。では、また47ページをご覧いただきたいと思っております。附則でございます。この規則は、平成29年4月1日から施行するものでございます。以上、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第6号新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則の一部改正についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎熊澤委員

この横書きのやつの(2)ですけどね、これ、この子たちはもともと修学旅行は想定されていなかったということなんですよね。そうではないんですか。

◎遠藤事務局長

違います。そうではなくてですね、国が今年度の修学旅行の就学援助費はいくらいくらを限度額として毎年のように国から示されてきます。今までは、その国が示す額でもって支給をしていました。だから、小学校はその国が定める額の以下で実際に修学旅行費は収まっていたんですけども、ここ数年来、中学校は国が定める額以上の保護者負担額で修学旅

行費が掛かっているということからですね、国がいくらと設定しようと、要するに学校に納めるべき保護者負担額を町が就学援助費として助成しますよ、まあ特別支援の子は2分の1ですけれども、準要保護、または要保護の子どもについては、保護者が負担すべき額をやるということで、今までは学校側が提示する額が国が基準、定める基準より高かった場合はその差額分を保護者が出していたことになる。

◎熊澤委員

いや、それはそうだけれど、現行の（２）には第５号と入っていなかったんでしょう。下線部分。

◎荒山委員

１から10までということじゃないか。

◎遠藤事務局長

条例第３条第１項第５号。そうなんです。条例第３条第１項。

◎坂下グループ長

もともと特別支援学級の子たちの修学旅行費というのは、国の基準の2分の1という形で支給をされていたんです。改正案の（１）の2行目の（同号の規定による就学援助にあっては、条例第３条第１項第１号から第８号までに規定する費目に係る就学援助に限る。）という、このかっこ書きというのが特別支援学級に通う子どもたちのことを指しているんですね。それについてはもともと第５号ということで、それは国の修学旅行費については、国の要綱の定める額の2分の1ですよというふううたわれていますので、現行はその現行規定の中で修学旅行費を支給しておりました。今回、修学旅行費については、準要保護者については全額を支給しますということにしたので、（２）第２号のところでのその全額の半分を支給するという形の中での改正にしていますので、もともと出ていなかったという訳ではないんです。

◎荒山委員

改正があったということは、保護者からのクレームというか要望があつて改正になったという訳じゃないんですか。

◎遠藤事務局長

いえ、特別直接的には聞いていないですよ。

◎坂下グループ長

直接的には。

◎遠藤事務局長

直接的には聞いていないんです。

◎荒山委員

ああ、そうですか。

◎遠藤事務局長

ここ数年来、本町の修学旅行、中学生は東北方面ここ数年行っているんですよ。それで、子どもの数も減ってきているという中で、バス代が今、数年前にバスの事故があってから、その勤務条件だかその何時間運転、何距離だかっていうことで、バスのお金が結構上がってきているんですよ。子どもは減ってきている、バス代は上がるっていうことで、東北方面って、意外にお金が掛かるということがあってですね、1人に、1人1人の負担が増えている状況の中ですね、やっぱりそれを何とかしたいということから。

◎久保田教育長

中空知のいろいろ市町の施策の流行やなんかも参考にしながら、うちも判断させていただいてね。

◎荒山委員

ああ、いろんなどころのね、ああ、なるほどね。

◎近藤委員

もう1回あれなんですけど、ちょっと整理したいんですけど、修学旅行費は全額負担ということなんですよ。

◎遠藤事務局長

要保護と準要保護の子。普通学級の子ですね、かな。

◎坂下グループ長

そうですね。

◎遠藤事務局長

普通学級の。

◎近藤委員

ああ、そうですね。そういうことなんですよ。

◎遠藤事務局長

分け方としては要保護、準要保護の普通学級と、あと特別支援学級分の区分があつてですね、国が定める援助費は、要保護、準要保護と特別支援学級分とでは、この区分ごとに若干違うんですよ。まあ基本的には特別支援学級分は、要保護、準要保護の普通学級の約半額みたいなイメージです。新年度になったら、またこの認定は議案で出しますけれども、特別支援学級分の子どもの方が所得が若干高くても認定になるようになっているんですよ。所得の基準が若干違います。

◎近藤委員

これ、そしたら(2)の方は特別支援の子ということですよ。

◎遠藤事務局長

そうです。特別支援学級に在籍する子どもで要保護になるような子ども。

◎近藤委員

分かりました、すみません。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第6号新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則の一部改正についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。従って議案第6号新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則の一部改正については原案のとおり可決決定されました。続きまして、議案第7号新十津川町スポーツ推進委員の委嘱について事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは、49ページをご覧ください。最初に提案理由を申し上げます。スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、スポーツ推進委員を委嘱することにつき、議決を求めるものでございます。50ページをご覧ください。参考資料といたしまして、スポーツ基本法の抜粋を添付させていただいております。32条の第1項は、市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとするであります。それでは、49ページお戻りください。1委嘱しようとする者、横に読みあげさせていただきます。松川栄一、得意種目はスキー、この方は平成9年6月からの就任でございます。東勝美、得意種目、指導種目などはバレーボールと野球でございまして、就任は平成9年6月1日からでございます。3人目、本庄和子、指導種目などはミニバレー、水泳、就任は平成21年4月1日からでございます。4人目、山本留美、種目はスキー、就任は平成25年4月1日でございます。5人目、長太葉子、指導種目などはバスケットボール、ソフトボール、就任は平成25年4月1日からでございます。東志純子、指導種目などはバスケットボールとミニバレー、平成25年4月1日から就任でございます。最後の方、小野由貴、指導種目などは剣道、この方は新規に就任される方でございます。2任期でございますが、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間でございます。補足説明がありました。今回新たに就任されます小野由貴さんでございますが、先ほど申しましたように長年剣道をしていらっしゃる方でございます。また、現在、小学校のPTAの副会長として学校行事などで皆さんご覧、お目にかかったことがあるかと思いますが、行事などにも積極的に参加、また協力をいただいております。保護者の方からも人望の厚い方でございます。以上、議案第7号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第7号新十津川町スポーツ推進委員の委嘱についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第7号新十津川町スポーツ推進委員の委嘱についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。従って議案第7号新十津川町スポーツ推進委員の委嘱については原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。まず最初に私の方から、過日開催されました第1回町議会定例会におきまして教育関係の一般質問がございましたので、その質問と答弁について概略を報告させていただきます。1点目、1人目ですね、鈴木康裕議員から本町の教育委員会制度改革の成果についてということで、質問の内容でございます。平成27年4月に開催された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、本町においてもその制度に沿った教育委員会がスタートいたしました。教育委員会の審議の活性化、教育政策に関する方向性の明確化が期待された制度改革であるが、本町における成果についてはどのようになっているかということで質問がございまして、私の答弁といたしましては、その制度改革によって、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になったということで、いわゆる首長である町長、それから教育委員会が総合教育会議において教育政策について協議や調整を行うことで両者の教育政策の方向性をですね、共有し一致して施行にあたるということが可能になったというふうに考えているというふうに答弁させていただきました。また、現在、総合教育会議を平成27年度以降3回開催しておりまして、教育振興に関する施策の大綱ですとか重要案件について十分な意思疎通を図っているということで答弁させていただいております。また、教育委員会の会議の議事録の公表が努力義務とされておりましてけれども、本町においては今年度からこの教育委員会の会議の議事録をホームページで公表しているということで会議の透明化を図っておりますということで答弁させていただいております。鈴木議員から、こういう制度改革もございまして、教育委員さんの意見も踏まえた中でよりこの総合教育会議なり教育委員会の会議が、積極的な意見を出して発展することを望みますということで意見をいただいて答弁とさせていただきます。もう2人目は、白石昇議員でございまして、一流スポーツ選手を目指す子どもたちへの支援ということで、今月の3月の4日にプレス空知に本町の生徒がいわゆる道内で初めて女子硬式野球部が新設する、野球部が新設する札幌新陽高校へ進学するとの記事が掲載されたと、そのほかにも剣道で札幌に進学する生徒もいるし、いるということで伺っていると。一流、こうした一流スポーツ選手を目指す子どもたちに対して町として応援できないものか、教育、

私の考えを確認したいということでございました。これにつきまして、私もこのように女子が初めて硬式野球部のある学校に行くなり剣道で札幌の高校に行くなりということについて、自らの夢に向かって挑戦されることは私も素晴らしいことだと思っております。それは、そのことは札幌のみならず、地元のこの滝川近郊の高校にあっても、スポーツで中学校から更に高校でいろいろスポーツで励まれることについても同じく素晴らしいことだというように考えていると答弁させていただいております。その中で、いわゆる礼節ですとか体力、技術の向上、粘り強さなど、本町は、本町の目指す文武両道の町づくりの成果というふうに考えているということで、考えているということでございまして、まあ本町におきましては、いろいろ少年団活動や各種大会部活動遠征費など、義務教育、中学校までの段階で、支援をさせていただいております。今後についても義務教育の間で継続して支援をしていきたいというふうに考えてございます。なお、将来を担う子どもたちの夢はスポーツばかりでなくて、ほかの芸術だとか文化だとかいろいろ考えられますので、スポーツに特化した新たな支援については現在のところ考えておりませんということで答弁させていただいております。もう1点、もう1人の方は、小玉博崇議員でございまして、青少年健全育成の取組みの展開についてということで、少子核家族化、ネット社会など、子どもが育つ環境が大きく変化している中、本町のいわゆる青少年健全育成の取組みについてどのように考えているかということで質問をいただいております。いわゆるこのような情報化など社会環境が複雑、多様化する中、そのようなことにも対応していかなければならないというふうに考えてございまして、本町では、いろいろな組織に基づいて、保護者ですとか学校等、いろいろ情報についてはスマートフォン、インターネットを介したですね、本町のみならず全国的にトラブル、犯罪等もございまして、そういうようなことに対して、各種機会を設けてそういう青少年健全、正しく使う考え方について研修会等を行っている。2月にも中学生を対象といたしまして、LINEの正しい使い方の中学1年生の授業を行ったり、そのような形で適宜開催しておりますし、今後も行っていきたいというふうに答弁させていただいております。そのような中で、青少年健全育成町民会議の小玉議員については副代表という中で、この構成メンバーは約40名ぐらいの構成団体の中で、出席率がちょっと50パーセント前後ということで、決して高くはないというふうに判断しているということの中で、今後、更にこうその組織なり活性化するようにしたらいいのではないかとということで、この40名、この構成員の40数名の中には行政区からの選出する委員さんもございまして、そこらについては各行政区の区長会議等を通じて、そういう本町の青少年健全育成町民会議の活動の内容ですとか、あるいは活動の内容を区長会議で説明させていただいて、そのような中で各行政区からも委員、委員さんを選任していただくなど、PRなりその説明をしていきたいということで答弁させていただいております。また、小玉議員からは、スマートフォンの利用についてそれぞれの市町村において単独で使い方の規定なりを設けているところがあって、それはいい面と悪い面があるというふうにとって、考えているんですけど、本町ではそのような取組みは考えているかというようなことで、そのようなことについては、本町においてそういうスマートフォン利用に関するそういう決まりというのはきちんと作れるのかどうか、いろいろ先進事例も踏まえながらまあ検討していきたいということで答弁に代えさせていただいております。以上、3点の一般質問に対する答弁をさせていただきましたので概略の説明に代えさせていただきます。このことについて、何か意見、よろしいですか。

(「なし」という声あり)

それでは、その他、事務局からございますか。

◎遠藤事務局長

それでは、4月の定例会の日程ですが、先にお諮りしております25日火曜日よろしいですね。

(「はい」という声あり)

◎遠藤事務局長

よろしくお願ひいたします。5月の定例会の日程なんですが、去年は、13日に開催しておりました。本年もだいたい中旬がよろしいのでしょうか。

◎荒山委員

5月の末。

◎遠藤事務局長

それとも、15日の朝一でやりますか。

◎久保田教育長

そうですね。

◎遠藤事務局長

では、15日の10時でお願いします。

(「はい」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、平成29年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後6時10分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 新 田 右 子

会議録署名委員 近 藤 陽 介